

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

● 基本的記載事項

- 1 区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

● 任意記載事項

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 2 教育・保育情報の公表に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項